

食中毒警報等発令要領

(目的)

- 1 夏期における食中毒の多発が予想される時期に、食中毒注意報又は食中毒警報（以下「警報等」という。）を発令し、食品関係業者のみならず県民一般に対して食品の取扱い及びその他の食品衛生に関する注意を喚起させることにより、食中毒発生防止の一助とするとともに食品衛生知識の高揚を図ることを目的とする。

(実施期間)

- 2 6月1日から9月30日まで

(発令条件)

- 3 食中毒注意報
6月1日に発令する。
- 4 食中毒警報
以下のいずれかの項目を満たす場合に発令する。
 - (1) 真夏日が3日以上継続した場合。
 - (2) 健康福祉部長が必要と認めた場合。

(警報等の期間)

- 5 食中毒注意報の期間は、食中毒警報の発令期間を除く6月1日から9月30日までとする。
- 6 食中毒警報の期間は、食中毒警報発令後5日以上継続して真夏日とならない場合までとする。ただし、健康福祉部長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(警報等の発令及び広報)

- 7 健康福祉部長は、発令条件を勘案し警報等が発令するとともに、関係機関に通報する。
- 8 警報等が発令された場合は、警報等伝達系統図(図-1)に基づき通報するものとする。
- 9 警報等が発令された場合は、各健康福祉センター等においてその旨の表示を行うものとする。

(運営)

- 10 この要領は、気象関係機関等との緊密な連絡のもとに実施する。

附則

- 1 この要領は、昭和63年6月1日から施行する。
- 2 昭和47年5月18日食第85号「食中毒警報発令要領」は廃止する。

附則

この要領は平成12年6月1日から施行する。

附則

この要領は平成15年6月1日から施行する。

附則

この要領は平成16年6月1日から施行する。

附則

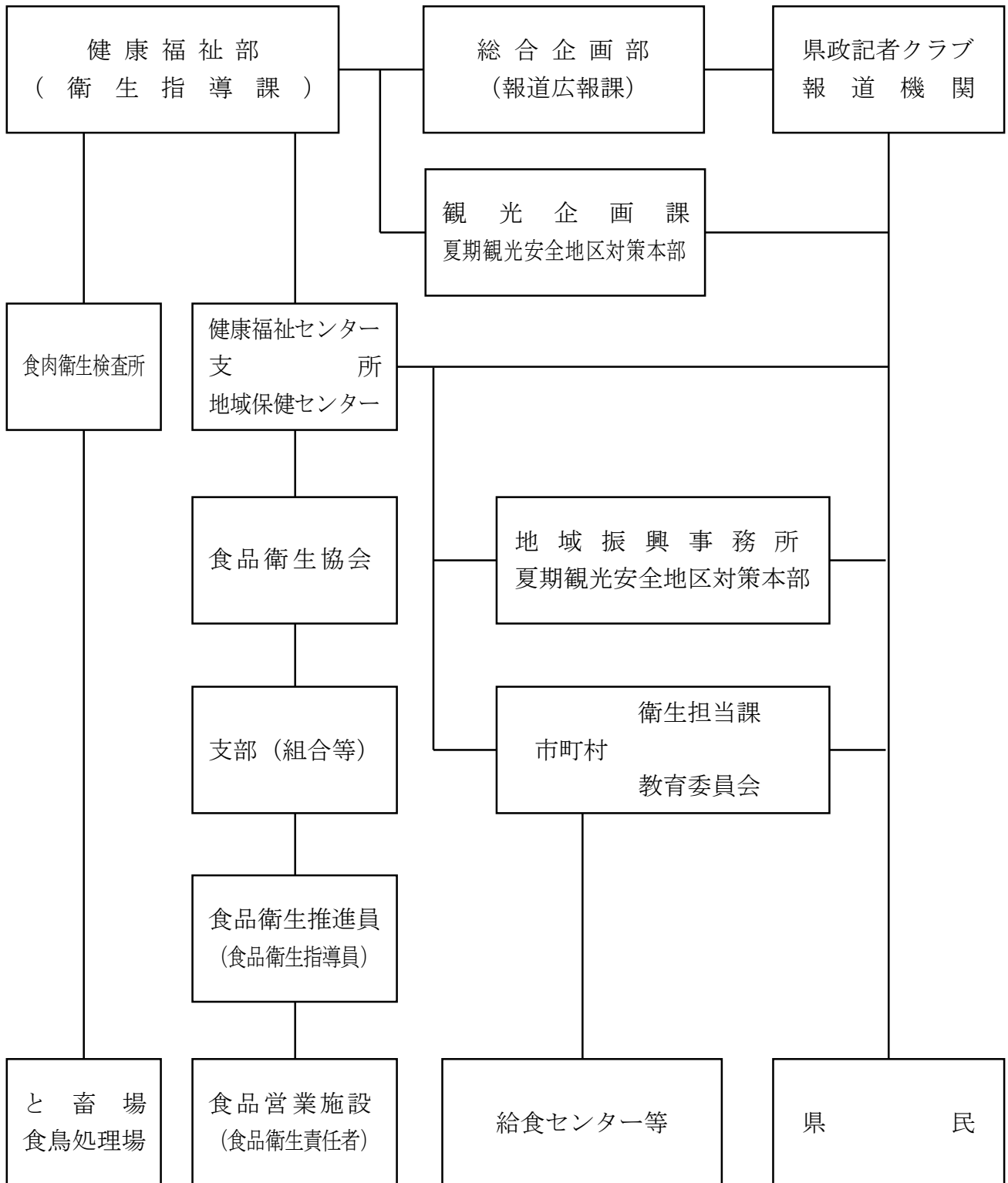
この要領は平成28年6月1日から施行する。

附則

この要領は平成29年1月26日から施行する。

(図-1)

食中毒警報等伝達系統図



(千葉市・船橋市・柏市・公益社団法人千葉県食品衛生協会については、警報等発令の都度健康福祉部から通報する。)